

第 1 回

府中市下水道事業経営戦略等検討協議会

府中市下水道事業における経営課題と
今後の見通し

目 次

1 はじめに	1
1-1 下水道事業の状況や国の動向	1
1-2 本協議会の目的と内容	1
1-3 経営戦略について	1
1-3-1 経営戦略とは	1
1-3-2 経営戦略の記載事項	2
1-4 本協議会の流れ	3
2 府中市下水道事業の概要	4
2-1 事業概要	4
2-1-1 施設の状況	4
2-1-2 普及状況	7
2-2 財政状況	9
2-2-1 公営企業会計の考え方	9
2-2-2 下水道事業の財源の考え方	9
2-2-3 建設事業費	11
2-2-4 建設財源	11
2-2-5 維持管理費	12
2-2-6 企業債	13
2-2-7 一般会計繰入金	14
2-2-8 基金・積立金について	15
2-2-9 使用料収入	16
2-2-10 府中市の下水道使用料	16
2-2-11 経費回収率	21
2-3 下水道事業の経営環境の見通し	22
2-3-1 人口の見通し	22
2-3-2 施設の見通し	23
3 府中市下水道事業の経営課題	25
4 将来の財政シミュレーションについて	27
4-1 財政シミュレーションの概要	27
4-1-1 目的	27
4-1-2 検討期間	27
4-1-3 検討の考え方	27
4-1-4 財政シミュレーションの諸条件	28
4-1-5 諸条件に基づく将来推計	29
4-1-6 「現状維持型」財政シミュレーション結果	31
4-1-7 「現状維持型」から考えられる府中市下水道事業の見通し	34
4-2 収支改善策について	35
4-3 下水道使用料改定率の検討	36
4-3-1 下水道使用料改定の考え方	36
4-3-2 改定案の提示	37
4-3-3 負担額	39
4-3-4 下水道使用料の改定率・各案の特徴	40

1 はじめに

1-1 下水道事業の状況や国の動向

下水道はこれまでに都市の健全な発展に伴い整備を進め、現在では都市部のほとんどで整備されています。これにより公衆衛生の向上、浸水被害の軽減、公共用水域の保全が図られ市民の安心・安全が守られています。

近年では下水道施設の老朽化が進んでおり道路陥没等の重大な事故が発生しています。また、大規模地震や気候変動による大雨等の自然災害への対策を進める必要があります。一方で、人口減少による使用水量の減少や職員数の減少など下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

厳しい環境においても下水道事業を持続的に運営していくために、国は令和2年度までに下水道事業の経営健全化に向けた中長期的な計画である「経営戦略」の策定を各自治体に要請しました。その要請を受け、本市でも令和3年3月に「府中市下水道事業経営戦略」を策定しました。

また、国では、策定した経営戦略に対して、PDCAサイクルを通じて質を高めるため、3年から5年内の見直しを行うことが重要であるとしており、経済財政諮問会議の改革工程表において、経営戦略の見直し率を令和7年度までに100%とされたことを受けて、各公営企業に対して、この期限までに経営戦略の改定を要請しています。

1-2 本協議会の目的と内容

前述のとおり、国が経営戦略の見直しを求めている状況に加えて、「府中市下水道事業経営戦略」の策定から4年が経過したことを踏まえ、下水道事業の経営戦略を改定するものとなりました。

それに際して、本協議会を、次期経営戦略の策定と下水道使用料の改定に向けて、委員の皆様よりご意見を頂戴するものとして開催するものです。

1-3 経営戦略について

1-3-1 経営戦略とは

下水道事業は市民の生命・生活の維持に不可欠なインフラであることから、事業の持続可能性が求められます。

近年の厳しい経営環境下にあっても下水道事業を将来にわたって安定的に市民生活に必要なサービスを継続していくため、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を位置づけた中長期的な経営計画が「経営戦略」です。

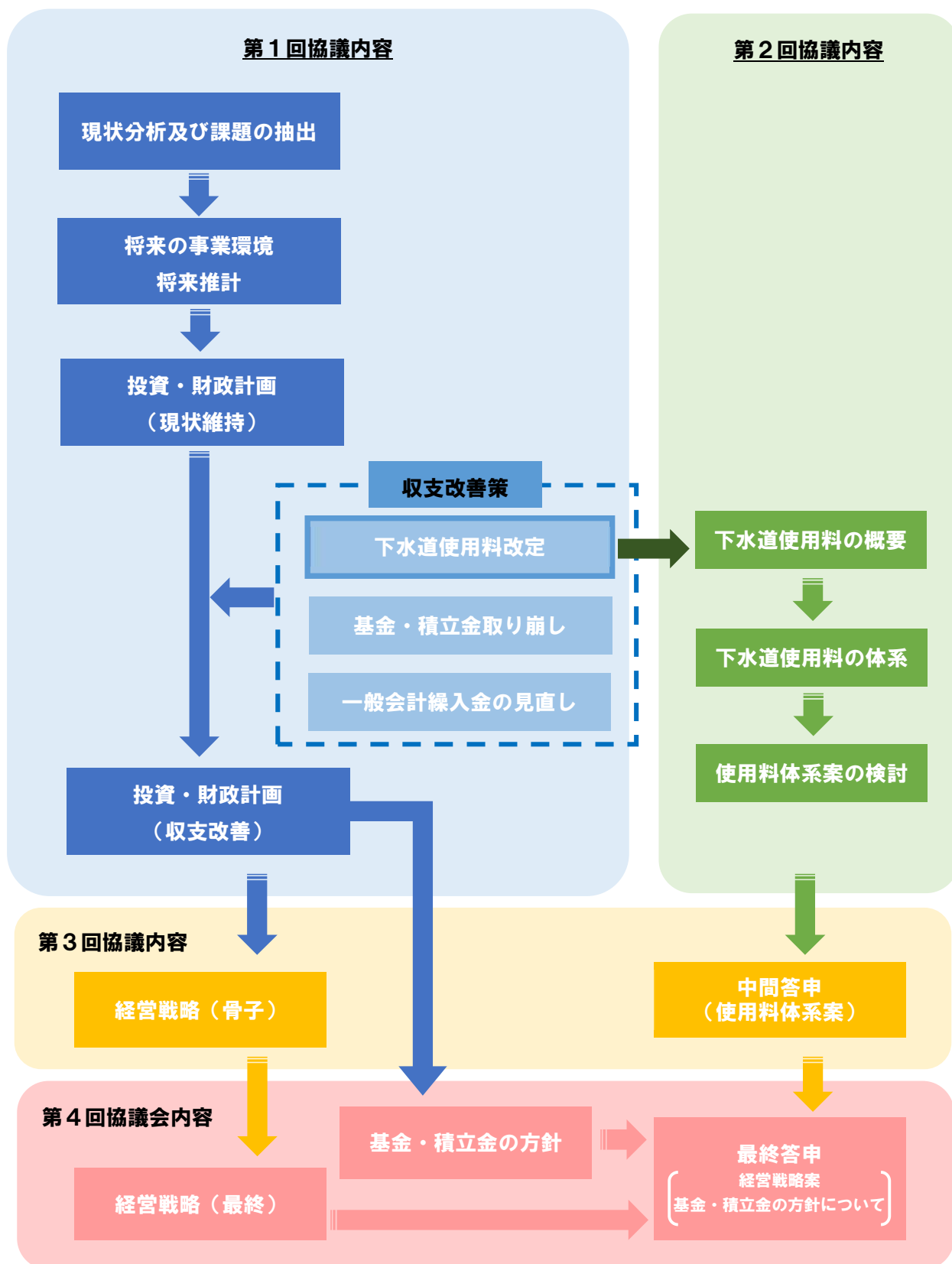
1-3-2 経営戦略の記載事項

「経営戦略」では、次の内容を記載します。

①現状と課題	・現在の経営状況の分析 ・経営状況から抽出される課題
②将来の事業環境	・将来の人口動態や水量の見通し
③経営の基本方針	・事業運営における課題や将来の事業環境を踏まえた今後の経営方針
④投資・財政計画 (収支計画)	・将来の投資(維持管理費を含む)の試算 ・将来の財源の試算 ・投資と財源を取りまとめた「投資・財政計画」の策定
⑤効率化・経営健全化 手法の取組	・組織、人材、定員、給与等に関する取り組み ・その他経営改善に関する取り組み

1-4 本協議会の流れ

本協議会における流れと協議内容を次に示します。



2 府中市下水道事業の概要

2-1 事業概要

2-1-1 施設の状況

本市の下水道事業は、昭和39年に事業認可を受け、整備を開始しました。

昭和50年代には管渠整備が最盛期を迎え、昭和59年度には普及率100%を達成するなど、早期に下水道事業を推進してきました。

令和5年度時点では、総延長766kmの管路施設と1箇所のポンプ場（押立ポンプ場）を本市が管理しています。

東京都は20箇所の水再生センター（下水処理場）を所管しています。本市の下水道は、北多摩一号処理区と野川処理区の2つの処理区に分けられ、北多摩一号処理区では北多摩一号水再生センター、野川処理区では森ヶ崎水再生センターという流域下水道施設（東京都が管理）に接続されており、本市単独の処理場は設置されていません。

本市は、流域下水道施設の建設や改良、維持管理費に関する費用を、流域下水道関連の他の自治体とともに負担しています。

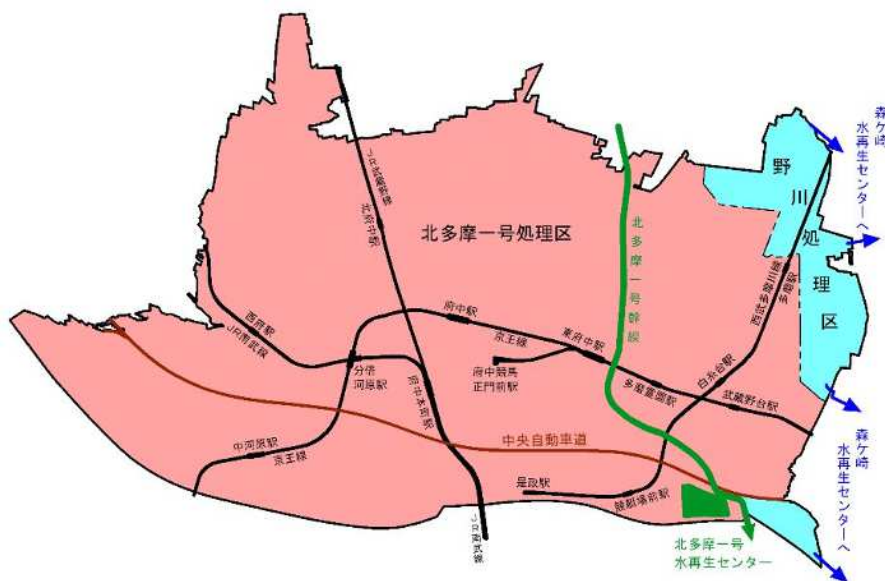


図 2-1 本市下水道 処理区の概要

【府中市が管理するポンプ場】

■押立ポンプ場 所在地：府中市押立町4丁目

【府中市に関連する下水処理施設（東京都が管理）】

①北多摩一号水再生センター 所在地：府中市小柳町

②森ヶ崎水再生センター 所在地：大田区大森南、昭和島



出典：東京都下水道局 HP を一部編集

図 2-2 東京都水再生センター位置図

本市の管路施設は、大部分が汚水と雨水を一本の管路で排除する合流式下水道で整備されています。（汚水と雨水を別々の管路で排除する方法を分流式下水道といいます。）

合流式下水道は1本の管路を整備すればよいので、早期かつ安価に整備が可能です。雨天時には汚水が混合した雨水が河川などの公共用水域に放流されるため、衛生等の観点からは問題があるものとされ、近年は合流式下水道による新規整備は認められていません。



図 2-3 本市下水道 合流区域と分流区域

表 2-1 府中市下水道事業の概要（令和5年度末時点）

項目	公共下水道事業	備考
事業着手年度	昭和39年度	
供用開始年度	昭和48年度	
処理区	北多摩一号処理区 野川処理区	
処理場	北多摩一号水再生センター 森ヶ崎水再生センター	
ポンプ場	1	
排水区	なし	
人口・面積		
行政人口	259,941（人）	
全体計画人口	251,700（人）	
処理区域内人口	259,941（人）	
水洗化人口	259,901（人）	
全体計画面積	2,725（ha）	
現在処理区域面積	259,941（ha）	
処理区域内人口密度	1732.9（人/ha）	
処理人口普及率	100.0（％）	
事業費累計	91,887,585（千円）	
管渠費累計	91,562,543（千円）	
ポンプ場費累計	325,042（千円）	
処理場費累計	0（千円）	
その他累計	0（千円）	
管渠延長	766（km）	
汚水管渠	108（km）	
雨水管渠	112（km）	都市下水路含む
合流管渠	546（km）	
地方公営企業法の適用	令和2年4月より適用	財務規程等一部適用

2-1-2 普及状況

(1) 人口

本市では、市内の下水道整備は完了しており、行政人口と水洗化人口は概ね同値となっています。

行政人口及び水洗化人口は、令和2年度までは増加傾向でしたが、令和3年度以降は減少傾向にあり、令和5年度では約26万人となっています。

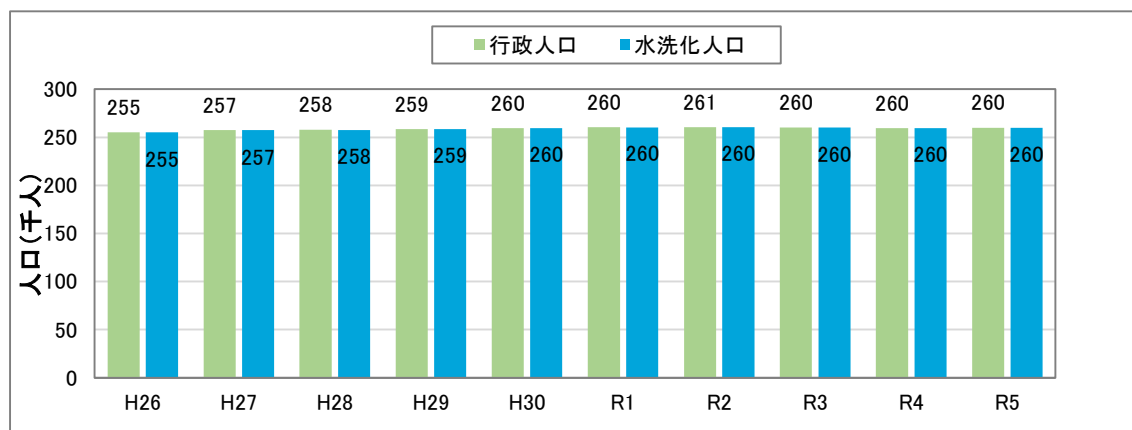


図 2-4 行政人口・水洗化人口の動向

(2) 水量

本市における有収水量と処理水量は、緩やかに減少傾向にあり、令和5年度の有収水量は約278万 m^3 となっています。また、処理水量（污水）に対する有収率は100%であり、効率的な汚水処理を行っています。

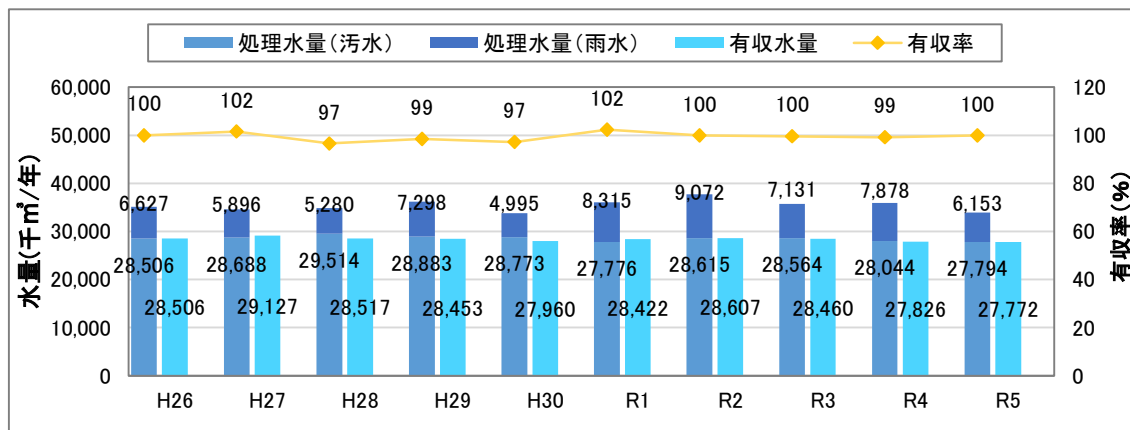


図 2-5 有収水量・処理水量の動向

有収水量：下水道使用料の徴収対象となる水量。

処理水量：下水処理場で処理された全体の水量。

有収率：下水処理場で処理された汚水のうちの有収水量の割合。

(3) 職員数

本市にて下水道事業に従事する職員数は令和7年4月現在で15名となっており、横ばい傾向にあります。

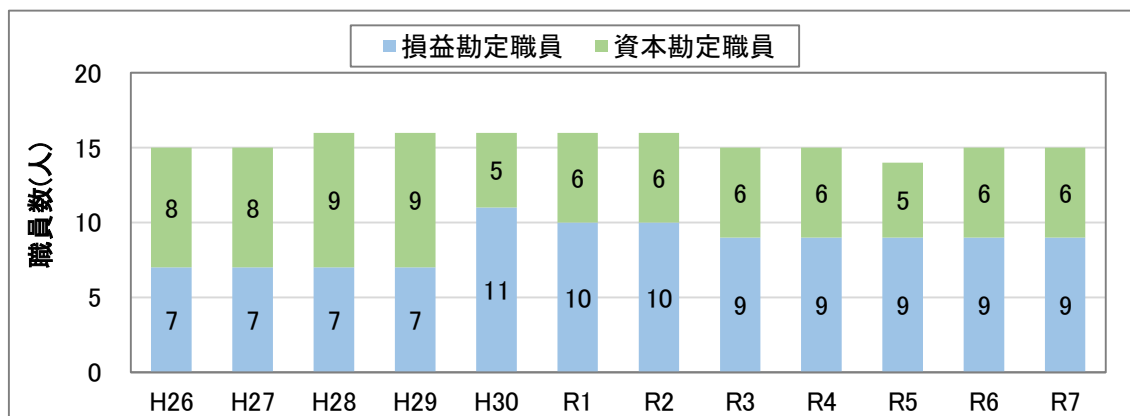


図 2-6 職員数の推移

損益勘定職員：維持管理や事業運営に従事する職員の数。

資本勘定職員：建設改良に従事する職員の数。

2-2 財政状況

2-2-1 公営企業会計の考え方

本市下水道事業では、総務省の要請に基づき、令和2年4月1日より地方公営企業法を適用し（財務規程等一部適用）、公営企業会計を採用しました。

公営企業会計方式を採用するメリットとしては、事業の経営成績（損益情報）や財政状況を基礎とした経営状況を的確に把握するとともに、経済性が発揮されているかを検証するために他団体との比較等を効果的に行うことが可能な点が挙げられます。

このような点を活かして、経営状況を踏まえて的確な経営改善や経営判断を行い、より機動的で柔軟な経営を行うことを通じ、地方公営企業の経営の質と効率性を向上させることが期待されます。

【公営企業会計の特徴】

- ①発生主義・複式簿記の採用
- ②損益取引と資本取引との区分
- ③経営成績、財務状態の早期把握（決算の早期調整）
- ④予算の弾力化

2-2-2 下水道事業の財源の考え方

（1）下水道事業の財源

建設事業費等には、国・都からの補助金、企業債、受益者負担金、一般会計繰入金等が充当されます。

維持管理費や資本費（減価償却費、支払利息）には使用料収入や一般会計繰入金が充当されますが、「汚水私費・雨水公費」の原則に基づき、雨水処理に要した経費や総務省が定める繰出基準に該当する経費には、一般会計繰入金が充当されます。

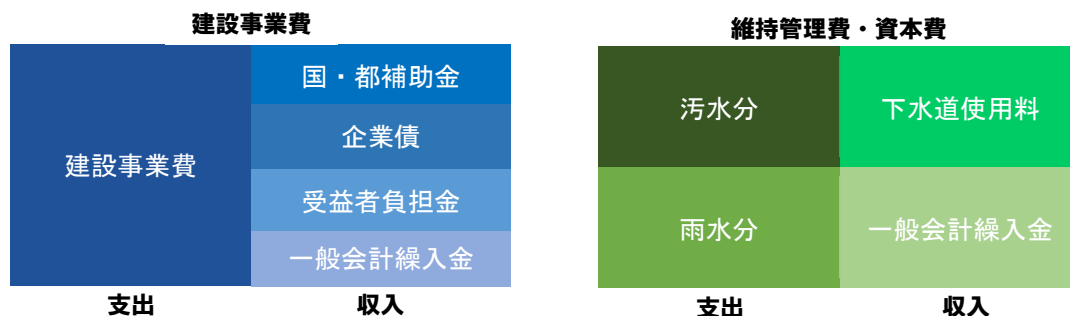


図 2-7 下水道事業の財源の考え方

- 企業債：建設改良等に充当するために発行する公債。
- 受益者負担金：都市計画法に基づき、下水道が整備された際に市民が負担するもの。
- 一般会計繰入金：下水道事業等の公営企業が一般会計より繰り入れるもの。
- 繰出基準：公営企業が支出する経費のうち、一般会計が負担することを認める経費を総務省が定めるもの。

（２）本市下水道事業の財源

本市では分流式と合流式を採用しています。分流式（汚水と雨水を別々の管路で排除する方法）については前頁に示す考え方にに基づき設定しています。合流式の建設事業費、維持管理費・資本費については、汚水費：雨水費＝４：６の比率で費用を分解し、財源を設定しています。

建設事業費		維持管理費・資本費	
分流分（汚水）	国・都補助金	分流分（汚水）	下水道使用料
	企業債	合流分（汚水）	
合流分（汚水）	受益者負担金	合流分（雨水）	一般会計繰入金
合流分（雨水）	企業債	分流分（雨水）	
分流分（雨水）	一般会計繰入金		
支出	収入	支出	収入

図 2-8 本市下水道事業の財源の考え方

【合流式下水道における汚水・雨水費用の割合】

「下水道財政のあり方に関する研究会 報告書」（総務省）において平成３０年度では、合流管比率が５０％以上の事業で汚水費が３９％、雨水費：６１％、であったと示されている。本市では、当該報告書の比率を採用していることから、汚水費：雨水費の比率を４：６に設定している。

2-2-3 建設事業費

本市における建設事業は各年度での変動が大きくなっており、令和5年度では総額で約6億8,800万円となっています。

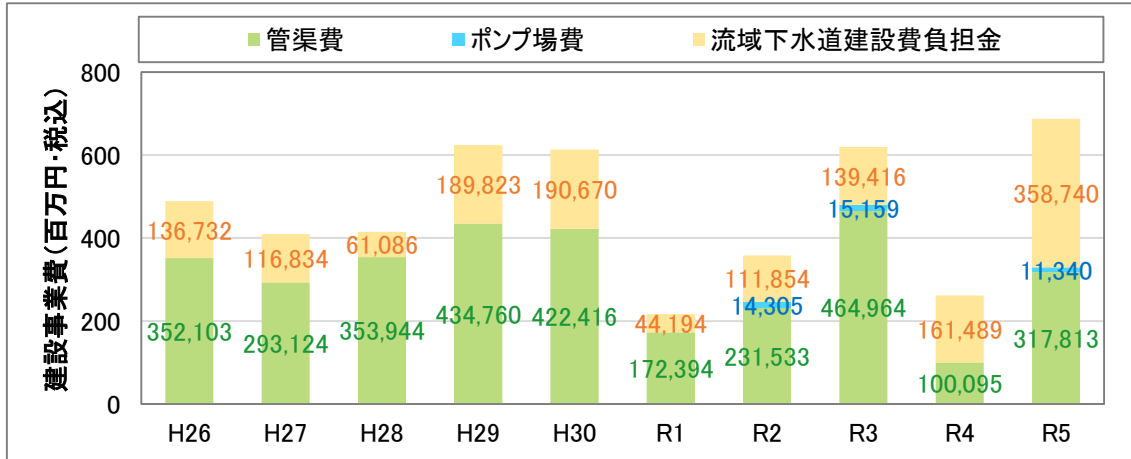


図 2-9 建設事業費の推移

2-2-4 建設財源

建設事業に対する財源については、近年、本市では企業債の占める割合が高くなっており、令和5年度では約5億1,600万円と、全体の75%を占めています。

国や都からの補助金については、本市での計上額は非常に少なくなっています。これは補助対象となる施設または工事が少なかったことが要因です。

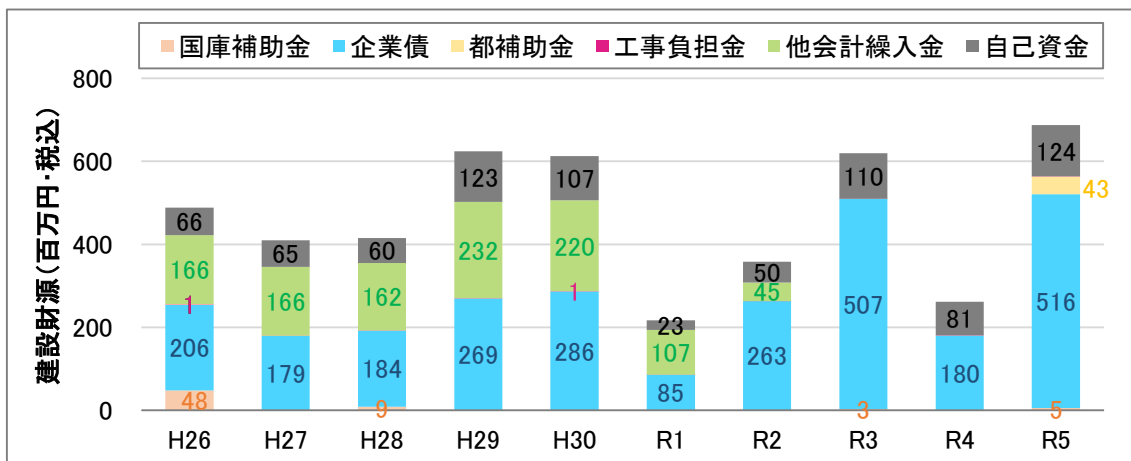


図 2-10 建設財源の推移

2-2-5 維持管理費

本市の維持管理費は概ね横ばいで推移しており、令和5年度では約20億7,800万円（税抜）と、全体の約58％にあたる約11億9,400万円を流域下水道維持管理負担金が占めています。

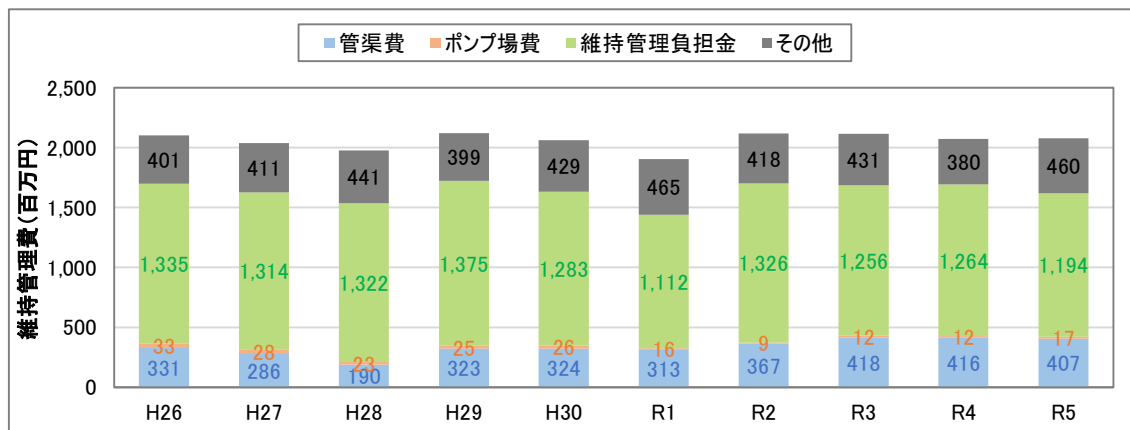


図 2-11 維持管理費の推移

流域下水道維持管理負担金：都に下水処理を委ねている流域関連公共下水道を管理する自治体が、維持管理に対する対価として都に支払うもの。

2-2-6 企業債

企業債については、償還金が減少しているものの、起債額は変動していることもあり、企業債残高の近年の動向としては、横ばいか増加傾向がみられ、令和5年度では約48億円となっています。

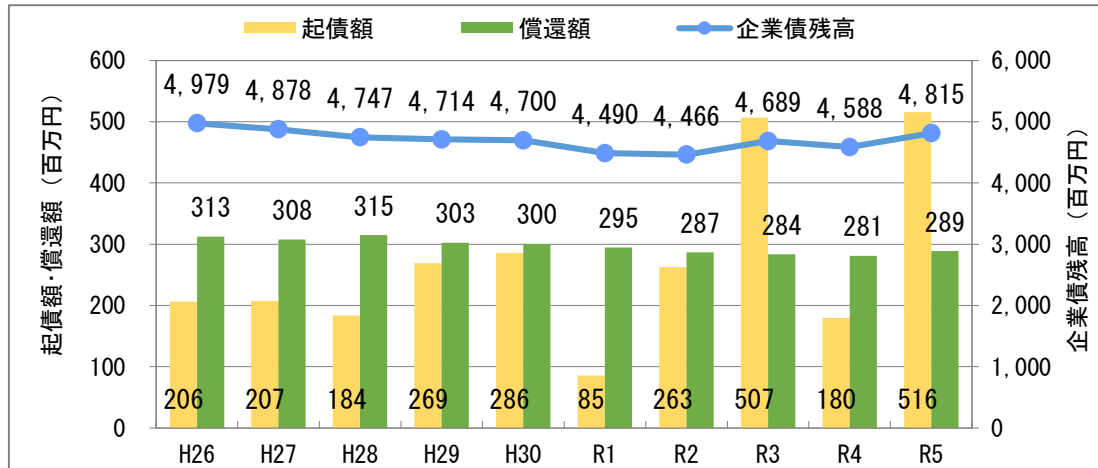


図 2-12 企業債残高の推移

また、処理区域内人口一人当たり企業債残高は同規模自治体と比較しても安価であることから、本市は事業規模に対して企業債残高は少ないことが分かります。

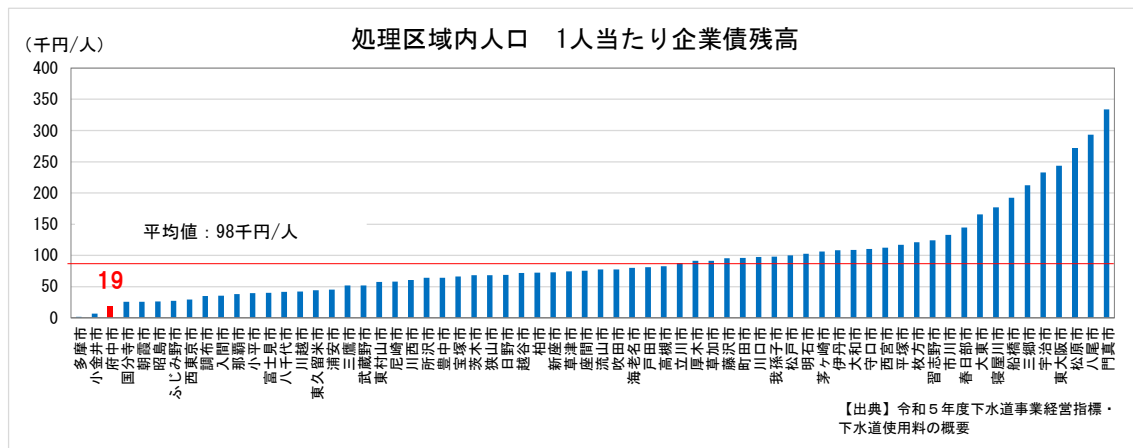


図 2-13 処理区域内人口 1人当たり企業債残高

処理区域内人口一人当たり企業債残高：

下水道事業における企業債残高を処理区域内人口で割った数値。事業規模に対する企業債残高を示す。

2-2-7 一般会計繰入金

本市の一般会計繰入金については、財政部局との取り決めにより、15億円を上限としながら、各年度予算編成時に協議を行い、一般会計繰入金の金額を決定しています。

毎年度13億円から14億円で推移しており、令和5年度では14億円となっています。また、繰入額の大部分は基準内繰入金が占めています。

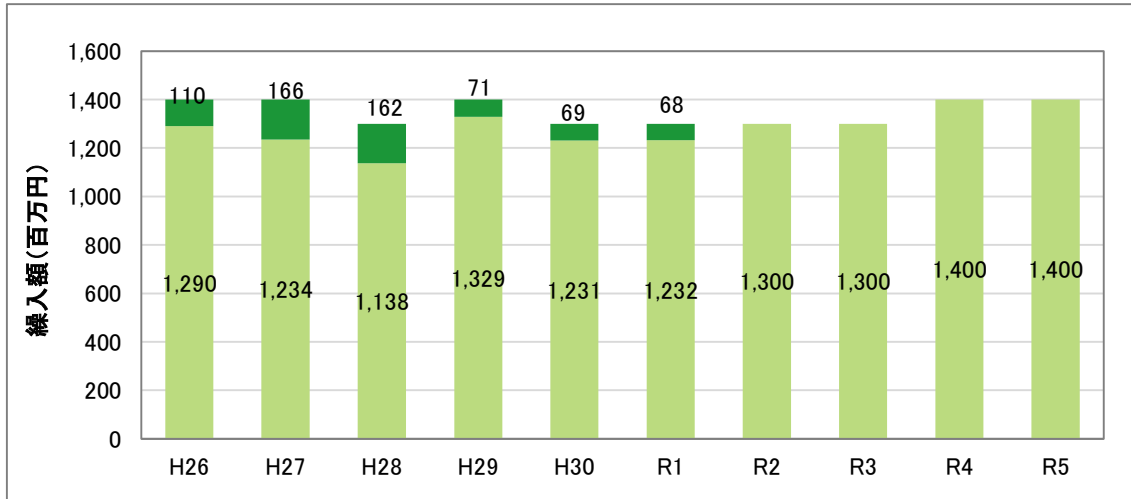


図 2-14 一般会計繰入金の推移

基準内繰入金：総務省において一般会計が負担することを認めた経費に充当する一般会計繰入金。

(雨水事業に要する経費や高度処理に要する経費など)

基準外繰入金：基準内繰入金に該当しない一般会計繰入金。

2-2-8 基金・積立金について

本市では、平成17年度より将来の改築等建設改良に充当するための財源として、「府中市下水道施設改築基金（以下「基金」という）」を積み立てています。

また、令和2年度から公営企業会計を採用したことで当年度に発生した利益を「建設改良積立金（以下「積立金」という）」として積み立てることが可能となりました。

令和5年度時点では、両方を合わせた残高は約108億円となっています。

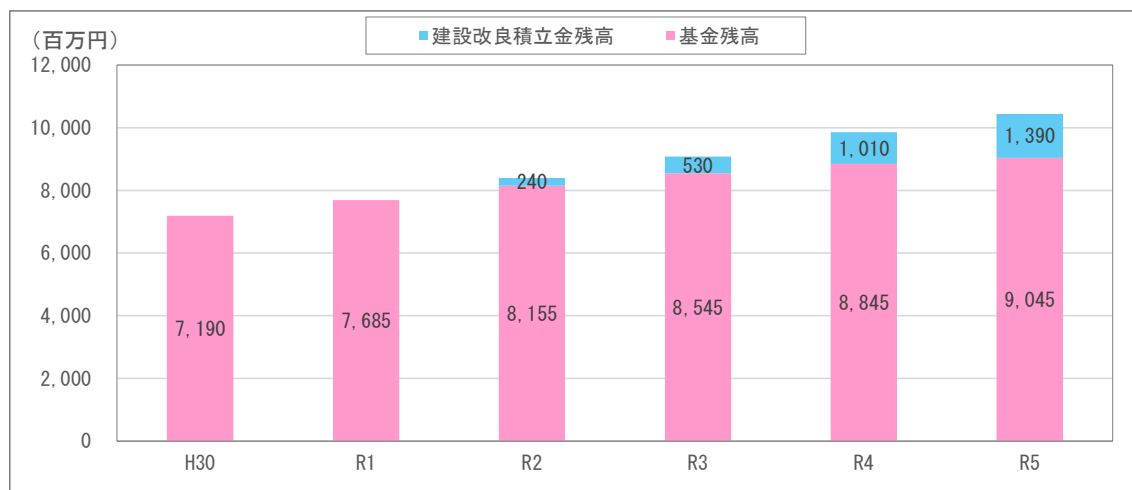


図 2-15 基金・積立金の動向

基金：「府中市下水道施設改築基金」（平成17年度より積立）

積立金：建設改良積立金（令和2年度より積立）

2-2-9 使用料収入

本市の下水道使用料は、緩やかに減少しており、令和5年度では約18億2,100万円（税抜）となっています。

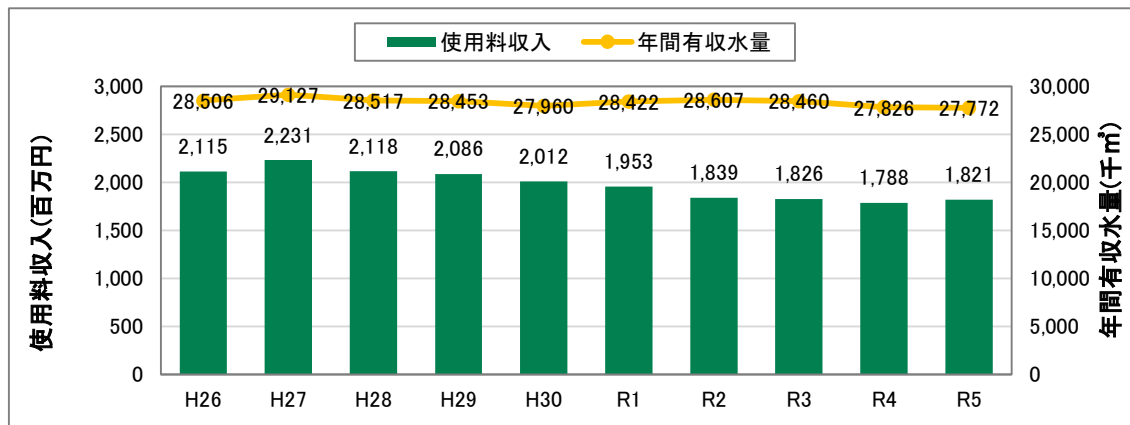


図 2-16 使用料収入の推移

2-2-10 府中市の下水道使用料

(1) 使用料体系

下水道使用料は使用した水量と各自治体が定める下水道使用料体系より算定されます。下水道の使用水量は水道の使用水量と同量であることから、2か月ごとに実施している水道メータの検針結果から下水道使用水量を算定しています。

水道メータの検針から徴収に係る業務は東京都水道局へ委託しており、水道料金と一緒に徴収されています。

本市の下水道使用料体系は表 2-2 のとおりです。

現行の使用料体系は平成17年3月に改定したものです。

表 2-2 府中市・下水道使用料体系

区分			使用料（税抜）
基本使用料	～20	m ³	532 円
従量使用料 (1m ³ につき)	21～40	m ³	56 円
	41～100	m ³	76 円
	101～200	m ³	95 円
	201～400	m ³	116 円
	401～1000	m ³	141 円
	1001～2000	m ³	166 円
	2001～	m ³	192 円
累進度	3.43		

(平成17年7月改定)

【府中市の下水道使用料体系の概要】

①基本使用料が設定されています。

使った水量の如何に係わらず、一定額が賦課されます。

②基本水量が設定されています。

基本使用料に一定の水量が付与される仕組みであり、1ヶ月あたり10m³(2ヶ月あたり20m³)までは、同一額の負担となります。

③従量使用料

使った水量に応じて、従量使用料が賦課されます。府中市では、従量使用料は7区分設定され、水を多く使うほど単価が高くなるように設定されており(累進制)、累進度は3.43となっています。

【累進度＝最も高い従量使用料単価÷最も安い従量使用料単価】

下水道使用料の負担額の水準について、都区部や都内他自治体、全国の自治体との比較を行ったものを示します。

使用料単価と月20m³の使用料負担額の水準については、本市は都内で最も安い水準となっています。

また、全国的にも非常に安い部類に属し、特に月20m³の使用料負担額は全国でも最も安くなっています。

参考値として、1か月当り使用水量の利用者を示します。

表 2-3 1か月当り使用水量の参考値

利用者	1か月当り使用水量
一般家庭（1～2人世帯）	10～20m ³ /月
一般家庭（3～4人世帯）	20～30m ³ /月
小規模事業所	100～250m ³ /月
中・大規模事業所（工場など）	250m ³ /月以上

■使用料単価：[使用料収入÷有収水量]により算定。汚水1m³に対していくら使用料を徴収しているかを示すものであり、自治体の下水道使用料の水準を表す。

■月20m³での下水道使用料：一般家庭の負担額を示す目安として位置付けられる。下水道使用料では、累進度が設定されていることが一般的であるため、使用料単価とは異なる動向を示すこともある。

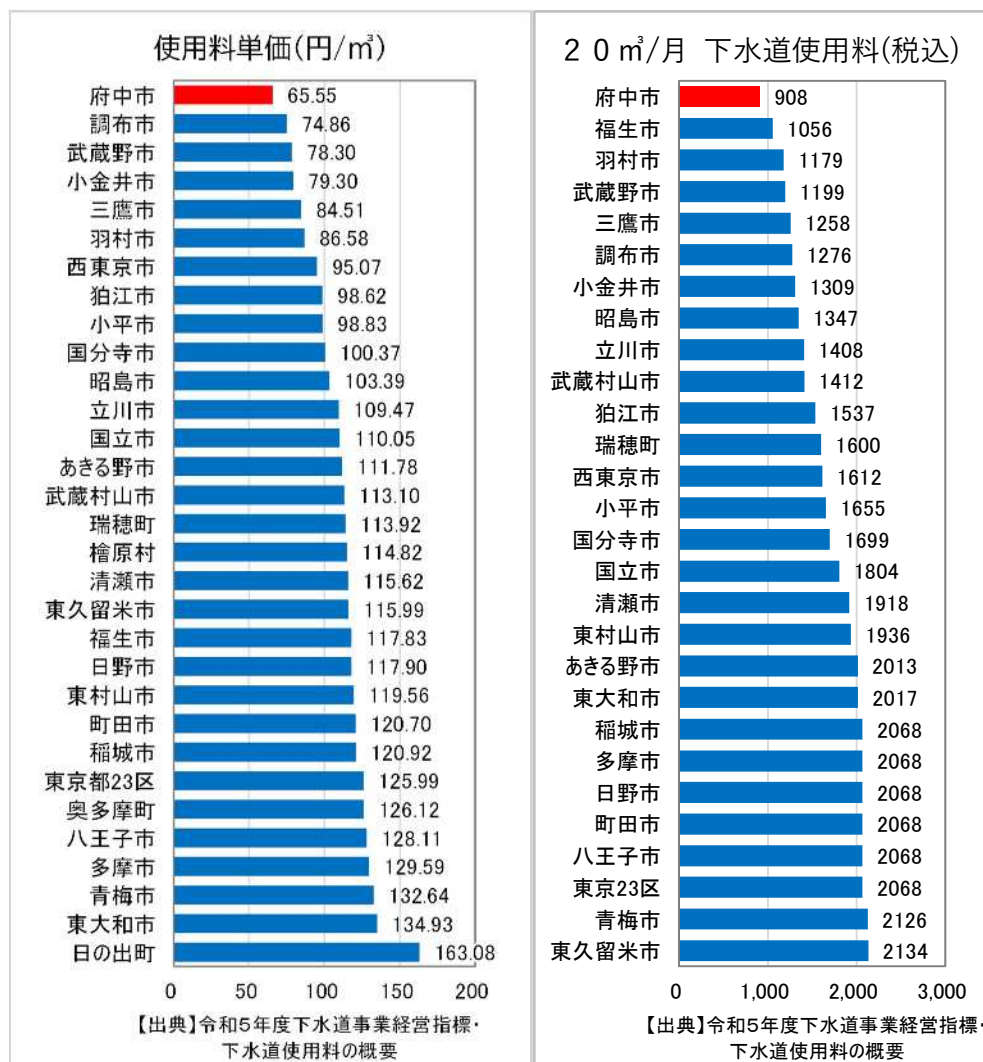


図 2-17 下水道使用料の水準・都内の他自治体との比較

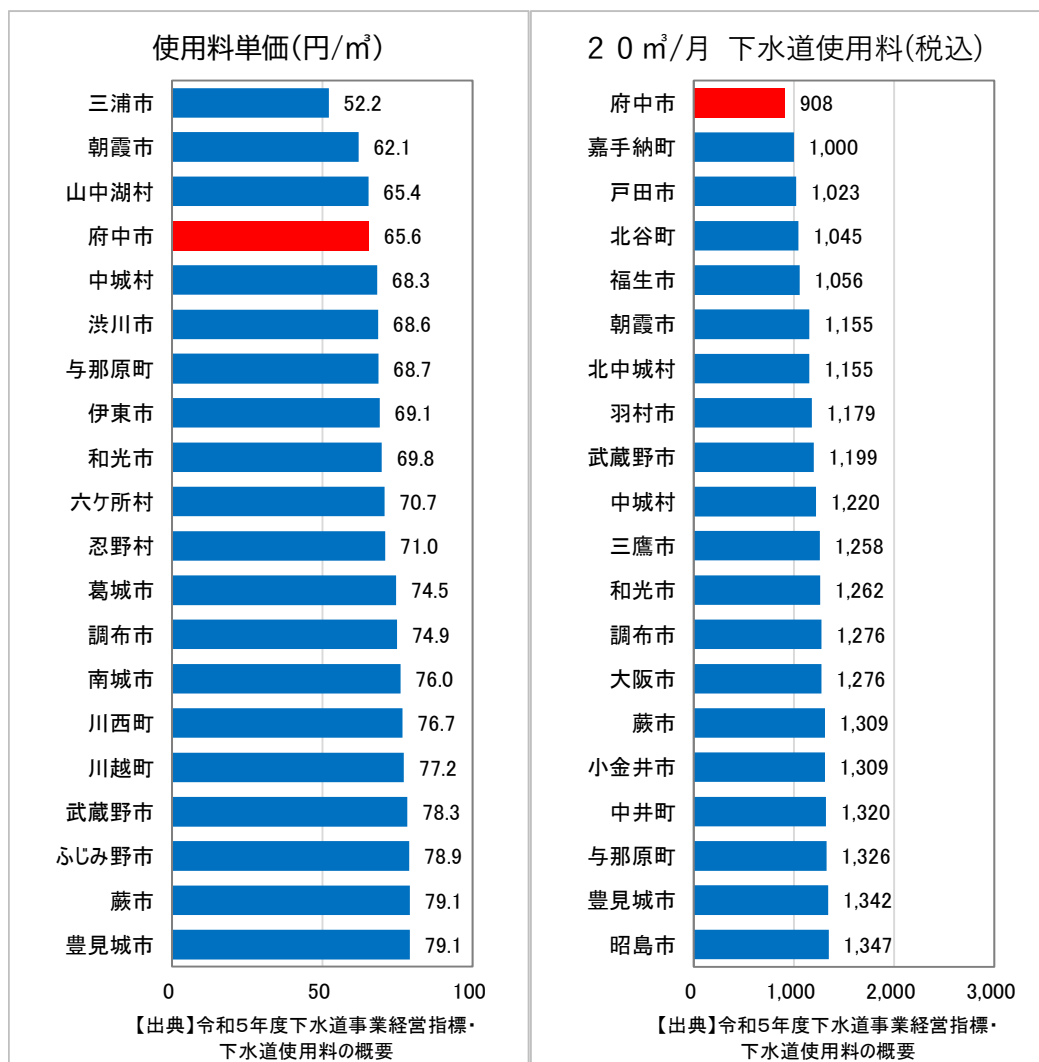


図 2-18 下水道使用料の水準・全国自治体との比較（安価な方から上位20自治体）

【府中市の下水道使用料が安価である要因】

本市は使用料単価、20 ㎥/月あたりの下水道使用料において全国的にも安価であることが分かります。その要因としては次の事項が挙げられます。

- ①本市は地形的に恵まれており、ポンプ施設の設置数が少なく、下水を自然流下で処理することができている。
- ②本市の下水道事業は、流域関連下水道であることから、本市独自の処理場を有していない。そのため、スケールメリット等の効果により、維持管理費は少なく済んでいることから、安価な体系を維持することができている。
- ③本市の下水道施設の整備の際には、競走事業からの繰入金を充当しているため、企業債の起債額が少なく、その結果、企業債の償還金が少なく済んでいる。

(2) 府中市下水道使用料の変遷

本市の下水道使用料は昭和48年3月に制定され、現在までに6回の改定を行っています。現在適用されている体系は、平成17年3月に改定されたものです。平成17年の改定時には、市債の償還により企業債残高が減少している一方で、使用料収入は必要経費以上に回収できていたことから、市民への負担を考慮し値下げを実施しました。

表 2-4 府中市・下水道使用料体系の変遷

区 分		m ³	昭和48年3月31日 制定	昭和50年12月27日 改定	昭和54年7月7日 改定	昭和57年6月28日 改定	平成4年12月4日 改定	平成10年3月25日 改定	平成17年3月14日 改定
一般汚水	基本料金 (円・税抜)	10まで	140	160	180	230	235	266	266
	超過料金 1m ³ につき (円/m ³ ・税抜)	11～20	30	35	40	50	55	58	56
		21～50	40	50	55	70	75	79	76
		51～100	55	60	70	90	95	100	95
		101～200	65	75	85	110	115	123	116
		201～500	80	90	105	135	140	150	141
		501～1000	95	110	125	160	165	177	166
		1001～	110	130	145	185	190	205	192
	20m ³ /月(税込)の使用料		484	561	638	803	864	931	908
浴場	基本料金 (円・税抜)	10まで	70	80	100	110	110	116	116
	超過料金 (円・税抜)	11～	7	8	10	11	11	12	12
適用開始年月日			昭和48年3月31日	昭和50年12月27日	昭和54年7月7日	昭和57年6月28日	平成5年4月1日	平成10年6月1日	平成17年7月1日

2-2-1 1 経費回収率

2-2-2 下水道事業の財源の考え方 にて示した、汚水処理に係る維持管理費と資本費については、「汚水処理費」として使用料収入で賄うことが、下水道事業経営の原則とされています。

汚水処理費がどの程度使用料収入で賄われているかを示すのが経費回収率であり、100%を上回ることが目標となります。

汚水処理費に対する使用料収入が占める割合を示す経費回収率は緩やかに減少しており、令和5年度には106.3%となっています。

本来、下水道事業が達成すべき100%は上回っています。

なお、令和2年度に公営企業会計へ移行したことにより、汚水処理費の対象経費であった元金償還金が減価償却費に変更されることとなりました。令和元年度以前の考え方と異なることから、図 2-19では令和2年度以降の経費回収率を示します。

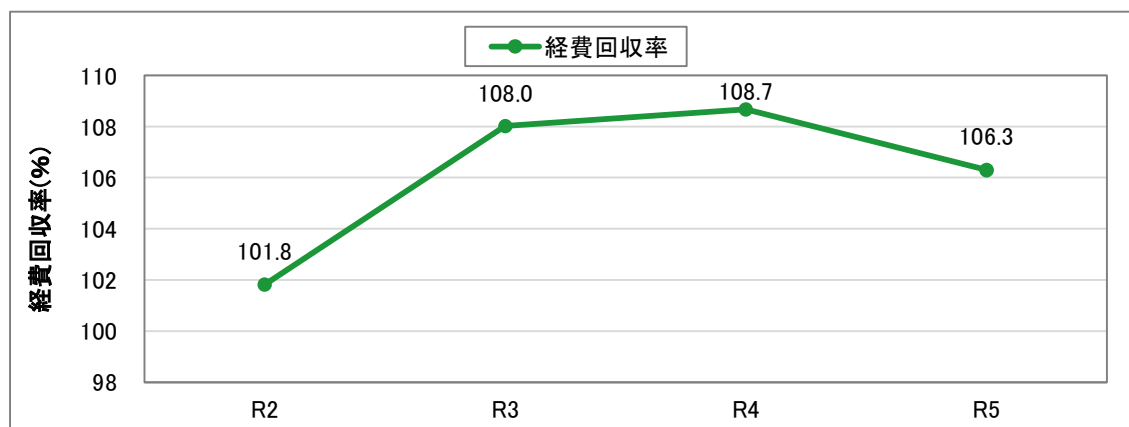


図 2-19 経費回収率の推移

汚水処理費：汚水処理に要する維持管理費と資本費(減価償却費、支払利息等)のこと。

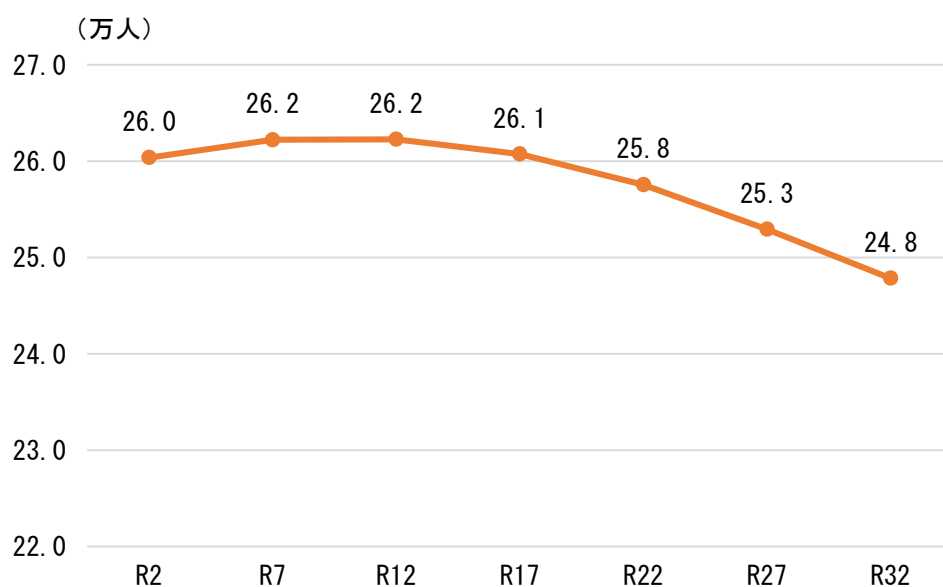
経費回収率：使用料で回収すべき汚水処理費に対し、どの程度使用料が回収できているかを示す指標。独立採算が原則である下水道事業において、経費回収率が100%を上回っていることが求められる。経費回収率は以下の式により算定する。

経費回収率＝使用料収入÷汚水処理費

2-3 下水道事業の経営環境の見通し

2-3-1 人口の見通し

第7次府中市総合計画における総人口の将来予測では、令和12年度に26.2万人と行政人口のピークを迎え、その後減少する見通しであり、令和32年度には約24.8万人となる見通しです。



出典：第7次府中市総合計画

図 2-20 第7次府中市総合計画における人口予測

2-3-2 施設の見通し

本市の下水道管路施設は、昭和40から50年代に整備されたものが多く、近い将来、耐用年数50年を超える施設が増え、道路陥没などによる下水道機能の停止が懸念されています。

表 2-5 管路施設経過年数一覧表

管路種別	分流式汚水 (km)	分流式雨水 (km)	合流式 (km)	合計 (km)	割合 (%)
10年以下	2	2	10	14	1.8%
11年～20年以下	4	4	19	27	3.5%
21年～30年以下	13	11	40	63	8.3%
31年～40年以下	39	12	77	129	16.8%
41年～50年以下	43	68	294	405	52.8%
51年以上	11	12	106	129	16.8%
総延長	112	108	546	766	100.0%

※令和5年4月1日時点

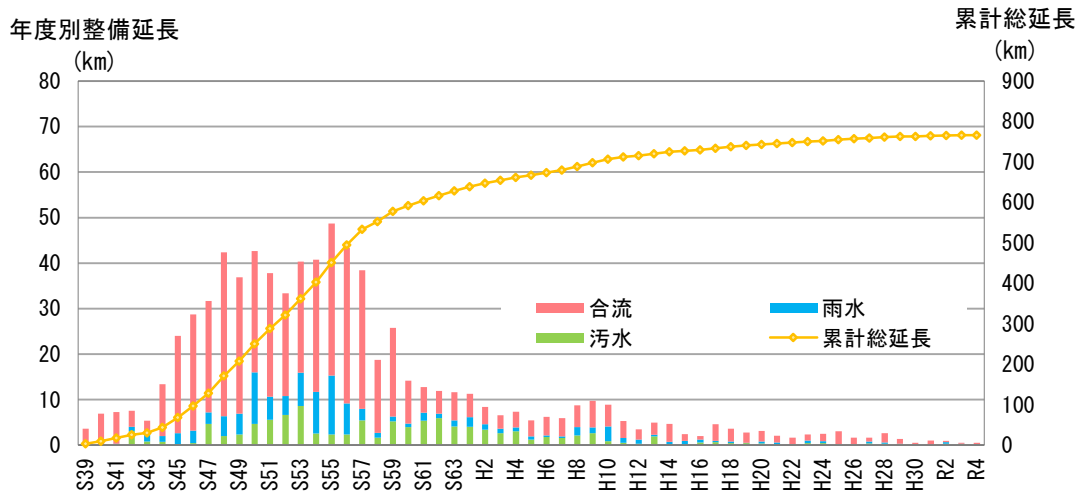


図 2-21 年度別整備延長

本市の管路施設は、昭和40年代後半から昭和50年代が整備のピークであり、この時期に整備された管路施設については、近い将来、整備から50年が経過する見込みです。管路施設の標準的な耐用年数は50年とされており、管路施設の老朽化が懸念されます。

管路施設の老朽化が進行すると、道路陥没や下水道機能の停止等、市民へ大きな影響を及ぼします。これらを防ぐために本市では、今後老朽化対策として改築を進める必要があります。また、市内には耐震性能を満たしていない施設も多く存在するため、耐震化事業の推進も重要です。さらに、ポンプ施設についても、老朽化対策を適切に行うことが求められます。

なお、埼玉県八潮市で発生した下水道管路を起因と考えられる道路陥没事故を受けて、国等の方針により、大規模な調査・点検を求められる可能性があり、本市にとっての新たな負担となることが懸念されます。

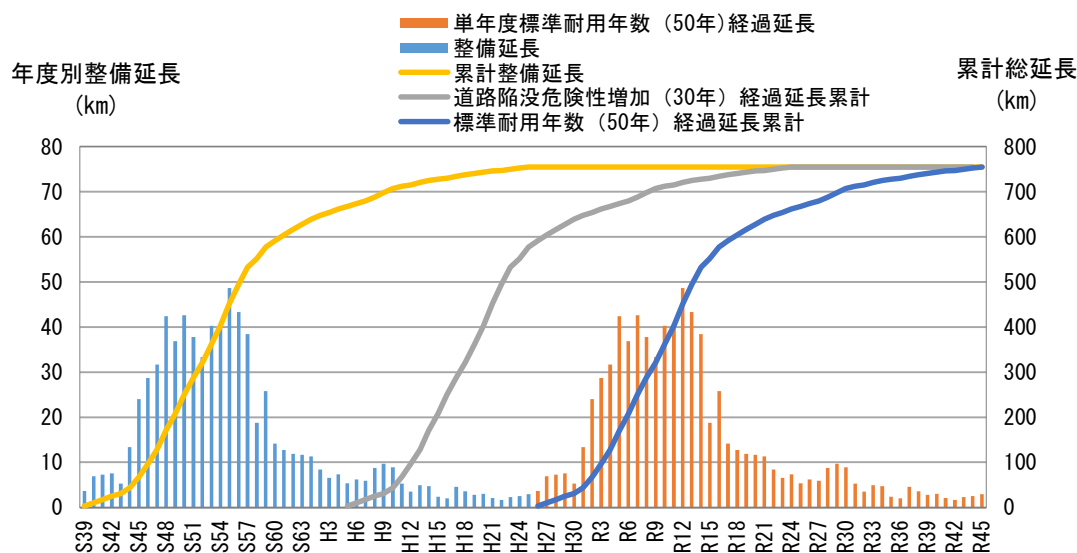


図 2-2-2 施工年度別整備延長と割合

3 府中市下水道事業の経営課題

これまでの検討内容から、本市下水道事業の経営課題としては、次の事項が挙げられます。

(1) 人口・水量の減少への対応

本市の人口は現在、横ばいもしくは増加傾向にあります。府中市第7次総合計画の人口予測によれば、令和12年度までは人口が増加する見通しですが、その後は減少傾向に転じると予測されています。

下水道使用料の対象となる有収水量は人口に比例するため、将来的には使用料収入の減少が見込まれます。このため、収入の減少に対応するための対策や、収入増加に向けた取り組みが重要な課題となっています。

(2) 下水道の機能維持の必要性

本市の下水道事業は、昭和39年に建設事業を開始して以来、50年以上が経過しています。下水道管路施設の法定耐用年数は50年とされているため、今後は老朽化した施設が増加することが予測されます。

また、下水道施設は市民の生活に欠かせない重要なインフラであり、地震や大規模降雨による浸水被害などの災害が発生した場合でも、その機能を確保することが求められます。そのため、老朽化対策や災害に強い施設の構築など、持続可能な下水道施設を維持するための取り組みを進めていくことが必要です。

(3) 維持管理等のコスト増への対応

近年の物価や労務単価の急激な上昇により、本市における管渠費やポンプ場費などの維持管理費が増加しています。また、今後は流域下水道維持管理負担金の増加も見込まれています。流域下水道は、これまで維持管理コストの削減やこれまでの利益剰余金を活用するなど企業努力により維持管理負担金単価の見直しを先送りしていましたが、近年では赤字基調となっています。このような状況を鑑み、流域下水道では安定した事業運営に向け、物価上昇に対応するため維持管理負担金単価の見直しを検討しています。維持管理負担金単価の改定により本市下水道事業では、更なる費用増加が懸念されています。

こうした状況の中で、下水道事業の健全な経営を維持していくためには、増加するコストへの対策が求められます。効率的な維持管理の推進や費用削減の取り組み、収入増加策の検討など、持続可能な経営基盤を確立するための具体的な対応が必要です。

（４）執行体制の確保

全国の下水道事業では、近年の人口減少に伴い職員数が減少傾向にある一方で、老朽化対策や災害対策など、実施すべき施策が増加している状況にあります。本市の下水道事業においても同様の傾向が見られ、建設事業のピークである昭和５０年代では約５０名の職員が在籍していましたが、建設から維持管理の時代への移行に伴い職員は減少し、令和７年４月現在の職員数は１５名となっています。

一方で、老朽化施設への対応や災害対策など、市民の生活を支えるために実施すべき施策は多岐にわたっており、今後もこれらの課題に対応しながら事業を継続していく必要があります。そのため、限られた人員の中で効率的かつ効果的に事業を推進するための執行体制の強化が求められます。職員のスキル向上や業務の効率化、官民連携など、持続可能な運営体制の構築が重要な課題となっています。

4 将来の財政シミュレーションについて

4-1 財政シミュレーションの概要

4-1-1 目的

財政シミュレーションは近年の社会情勢や本市下水道事業の実績・今後の予定等を考慮した収支計画のことです。

今回策定する財政シミュレーションは、将来的に予想される老朽化対策、地震対策、物価上昇等の財政負担を見据え、収入と支出のバランスを適切に保ち、事業の安定性を確保するために必要な財源の方針を設定し、経営戦略における投資・財政計画に反映することを目的としています。

4-1-2 検討期間

今回の財政シミュレーションの検討期間は、中長期的な観点での財源確保も踏まえて、令和7年度(2025年度)から令和56年度(2074年度)までの50年間で行いました。

4-1-3 検討の考え方

将来の財政シミュレーションを策定するのにあたって、まず「現状維持」を前提とした検討を行い、資金収支や各種指標の動向を検証し、想定している投資等に対して、財源等が不足していないかを検討します。

その後、「収支改善」を見込んだ検討を行い、下水道事業が事業を継続するために適正な財源の設定を行います。

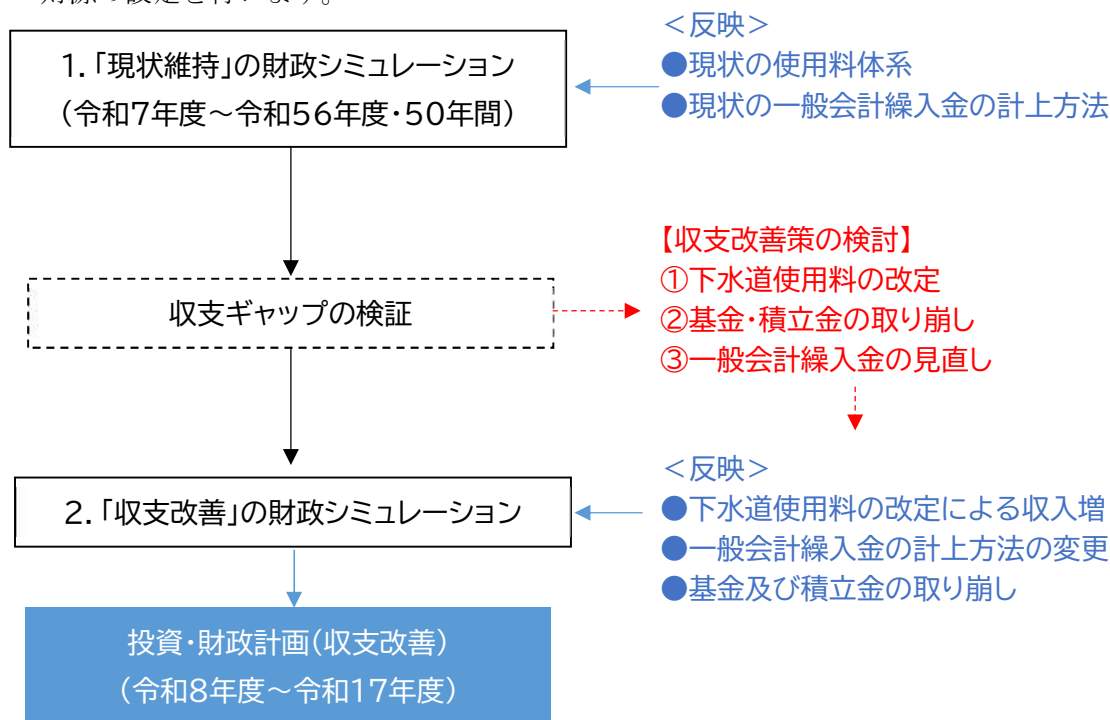


図 4-1 将来の財政シミュレーション・検討手順

4-1-4 財政シミュレーションの諸条件

以下に諸条件を整理します。

(1) 物価上昇・人件費上昇

近年の消費者物価指数や人事院勧告等を基に、次のように設定します。

■物価上昇:前年度比1.4%増 ■人件費上昇:前年度比0.8%増

表 4-1 消費者物価指数・人件費

項目/年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	平均 (R1~R6)
消費者物価指数	0.5%	0.0%	-0.2%	2.5%	3.2%	2.3%	1.4%
人件費上昇率	0.4%	-0.3%	-0.9%	0.8%	1.6%	3.4%	0.8%

※前年比、消費者物価指数の R6 は 10 月時点での数値

(2) 一般会計繰入金

現行の本市での設定方法を鑑み、年当りの上限額を15億円と設定します。

(3) 企業債償還条件

現行の借入条件を鑑み次のように設定します。

■償還期間:28年(5年据え置き) ■利率:2.0%

(4) 維持管理負担金単価

維持管理負担金単価の改定を考慮しています。

単価(現行):38.698円/㎡(税込)→(改定後):54円台/㎡(税込)

(5) 施設の老朽化

本市の管路施設は昭和30年代より整備を開始しており、今後は管路施設の耐用年数である50年を経過する施設の増加が予想されます。管路施設の老朽化に対し、本市では「府中市公共下水道ストックマネジメント計画(以下、「ストックマネジメント計画」という)を策定しました。同計画は膨大な管路施設に対策の優先度を設定し、事業費の平準化を図るものです。財政シミュレーションでは、同計画の事業スケジュールに基づき、令和9年度より管路施設の改築事業費として年当たり約13億円を設定します。

4-1-5 諸条件に基づく将来推計

(1) 建設事業費

今回の財政シミュレーションの策定にあたっては、今後50年間で総額859億円の建設投資を見込んでいます。

令和9年度以降、管路施設の老朽化対策が本格化することに伴い、これまで2億円から5億円程度であった管路施設の改築事業費が13億円程度となります。これによって、近年に比べて、建設事業費は大幅に増加する見通しです。

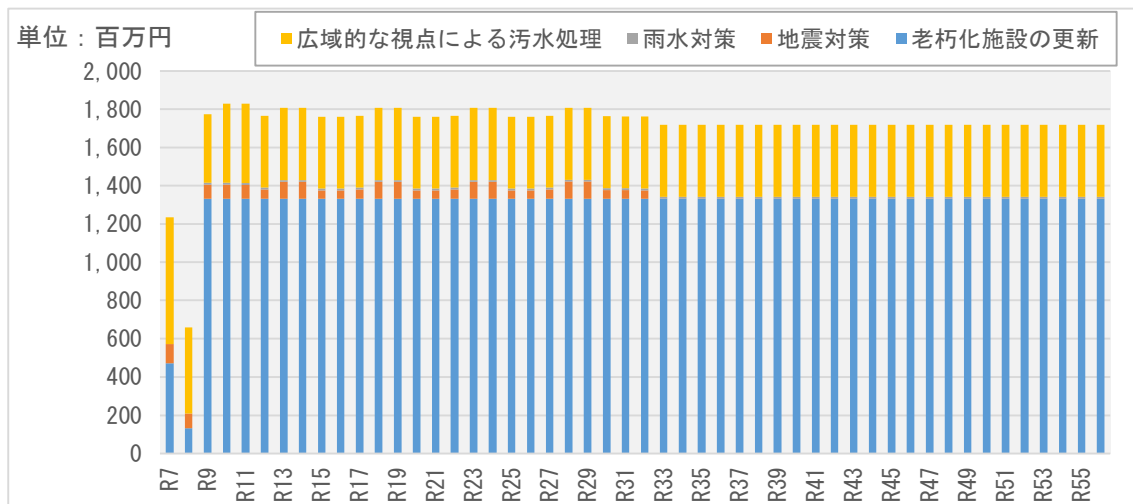


図 4-2 建設事業費の見通し

(2) 維持管理費

下水道施設の維持管理費については、令和7年度予算額を基に、物価上昇等を加味して算定しています。また、流域下水道維持管理負担金については維持管理負担金単価に処理水量を乗ずることにより算定していますが、今後は維持管理負担金単価が増加するため費用の増加が予想されます。

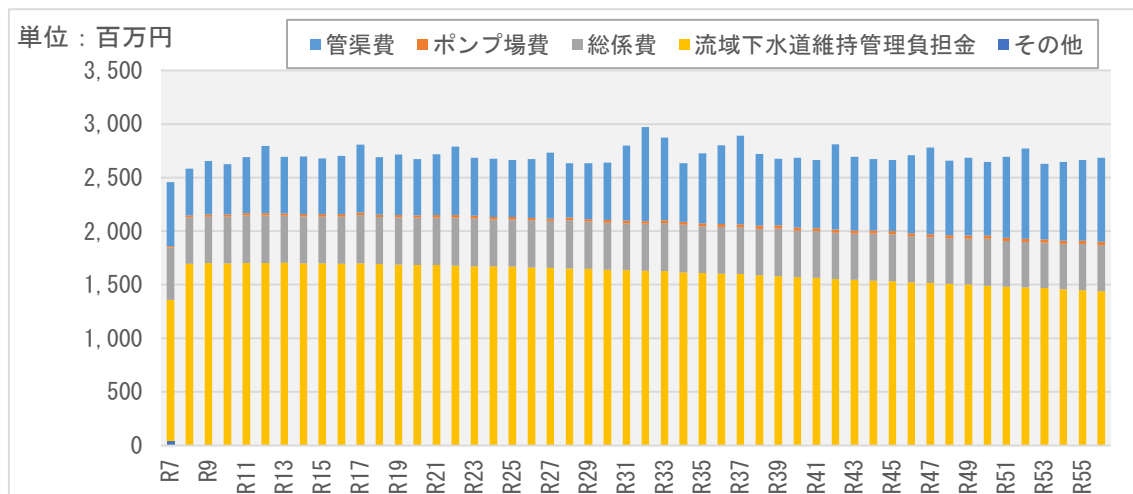


図 4-3 維持管理費の見通し

(3) 建設財源

污水管及び合流管の一部に対する建設事業費については、国や都からの補助金、企業債、を充当する設定としており、雨水管（都市下水路を含む）及び合流管の一部に対する建設事業費については、他会計負担金及び他会計補助金などの一般会計繰入金を充当する設定としており、現行の補助制度を踏襲しています。

国や都からの補助金は最大限活用しますが、補助制度の見直し等を想定し、本市にとって厳しい条件により将来の財源予測を行っています。

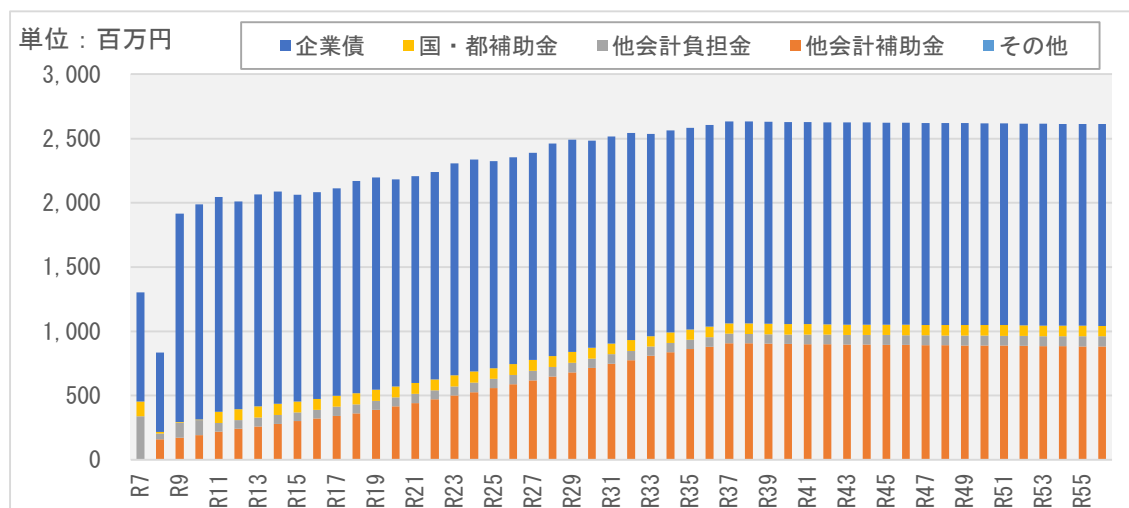


図 4-4 建設財源の見通し

(4) 使用料収入

現行の使用料体系を維持する場合の使用料収入については、使用料単価と有収水量を乗じて算定しています。

有収水量の減少を見込んでいることから、使用料収入は減少する見通しです。

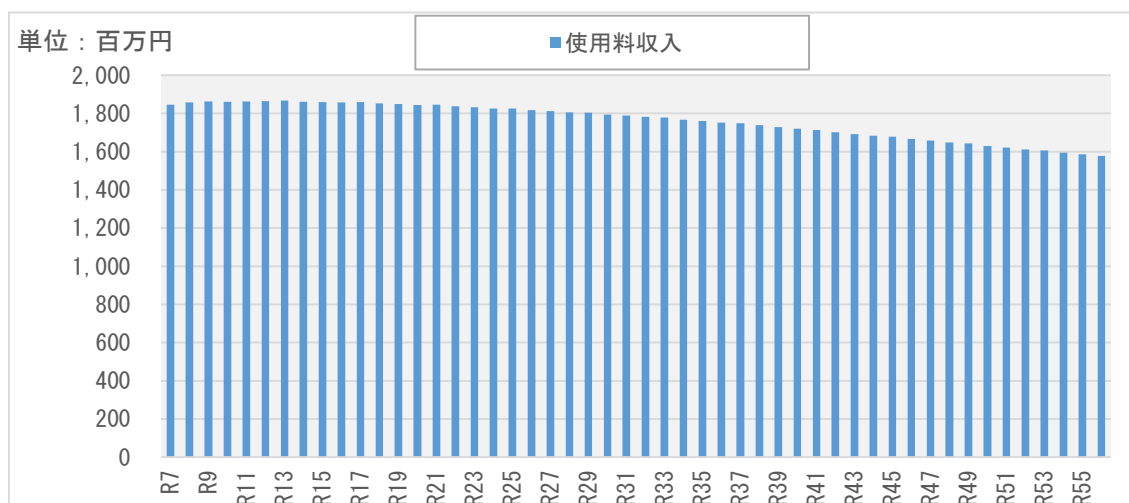


図 4-5 使用料収入の見通し

4-1-6 「現状維持型」財政シミュレーション結果

算定した将来推計に基づき、「現状維持型」の財政シミュレーションの策定結果を以下にまとめます。

(1) 収益的収支

収益的収支における損益は令和15年度まで黒字を維持しますが、その後維持管理費の増加や長期前受金戻入の減少により、赤字に転じる見通しです。

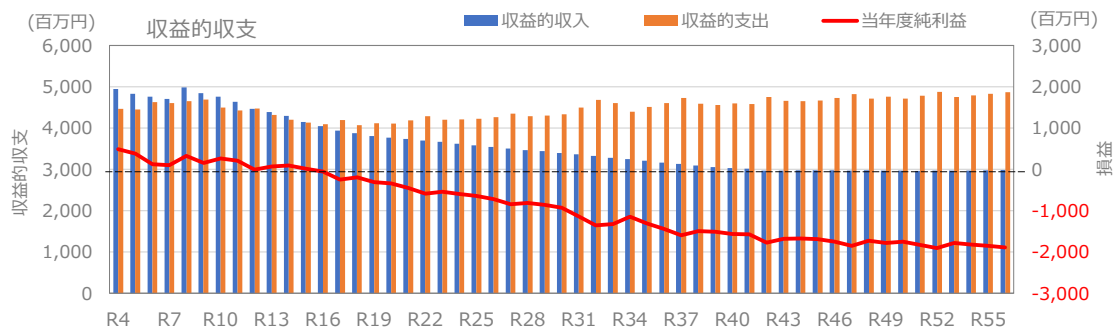


図 4-6 収益的収支の見通し

(2) 資本的収支

令和9年度より管路施設の改築が本格化することから、特に資本的支出の規模が大きく増加します。建設財源の多くは企業債で賄っていることから、後年度では元金償還金が増加することにより資本的収支不足額が大きくなる見通しとなり、これにより、令和36年度より補填財源残高がマイナスに転じ資金が不足することが予想されます。

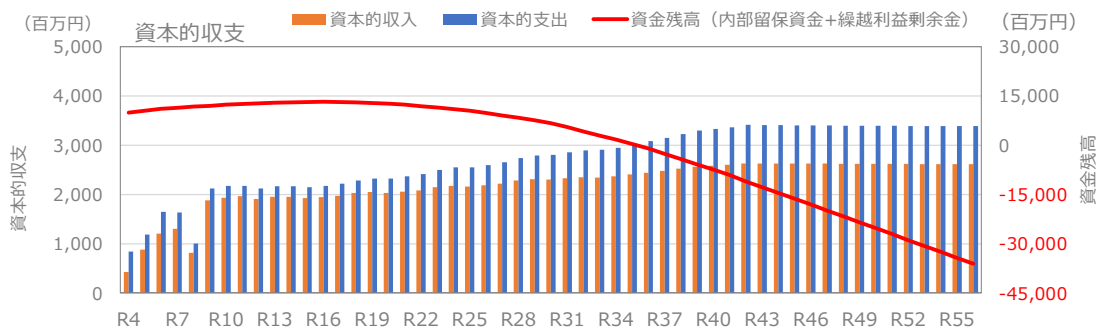


図 4-7 資本的収支の見通し

収益的収支：収益的収支は当年度内に限定される収支のことであり、当該年度の事業成績を示す。

例）使用料収入、維持管理費、減価償却費、利息など

資本的収支：長期的な資産形成や施設整備に関する収支のことであり、資金残高は企業内で保有している資金を示す。

例）建設改良費、企業債元金償還金、企業債、補助金等

(3) 経費回収率

図 4-6 に示すとおり、収益的支出は今後増加傾向にあります。使用料収入は減少傾向となる見通しです。そのため、経費回収率は令和 7 年度から 100% を下回り、その後、年々低下していく見通しとなりました。

この要因としては、物価上昇や流域下水道維持管理負担金等の維持管理費の増加、支払利息等の資本費の増加等が考えられます。

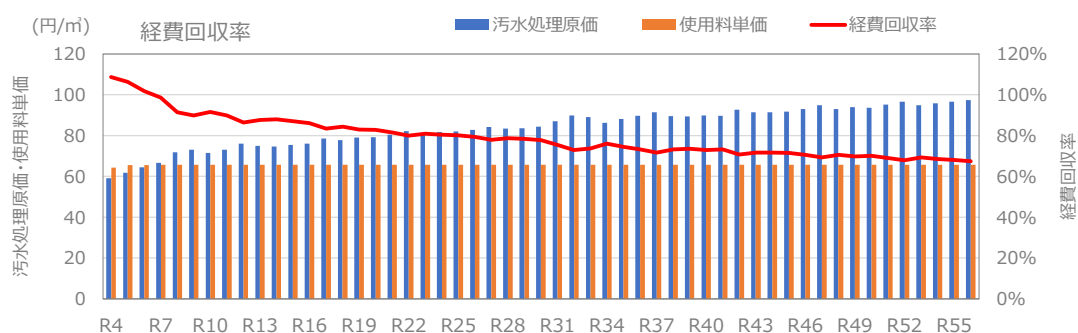


図 4-8 経費回収率の見通し

(4) 企業債残高

令和 9 年度以降改築事業が本格化することから、毎年度約 15 億円の借入が見込まれます。令和 36 年度以降、借入額と償還額が同程度となり約 300 億円で高止まりする見通しです。

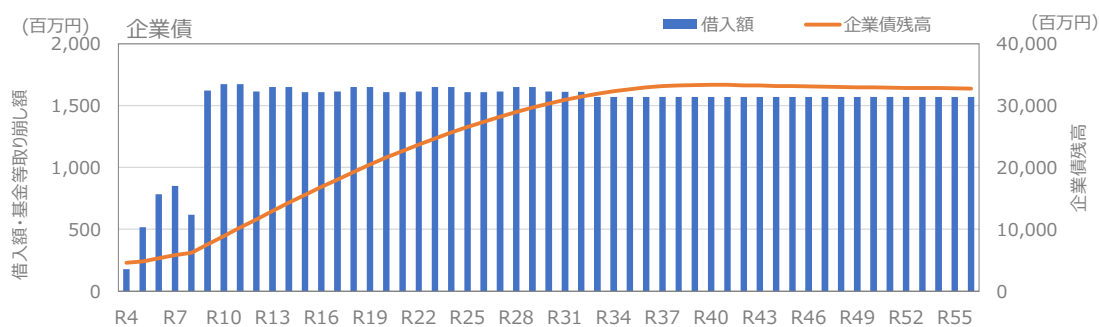


図 4-9 企業債残高の見通し

(5) 一般会計繰入金

基準内繰入金は主に雨水処理負担金や高度処理費等の公費負担分に対する繰入金であり、基準外繰入金は企業債元金償還金に対する繰入金です。

将来的には減価償却費や元金償還金が増加することが想定されますが、「現状維持型」では現行の市のルールである繰入金15億円の一定額を見込んでいます。

※令和8年度から基準内・基準外繰入金の算定ルールを変更することから、基準外繰入金が増加しています。

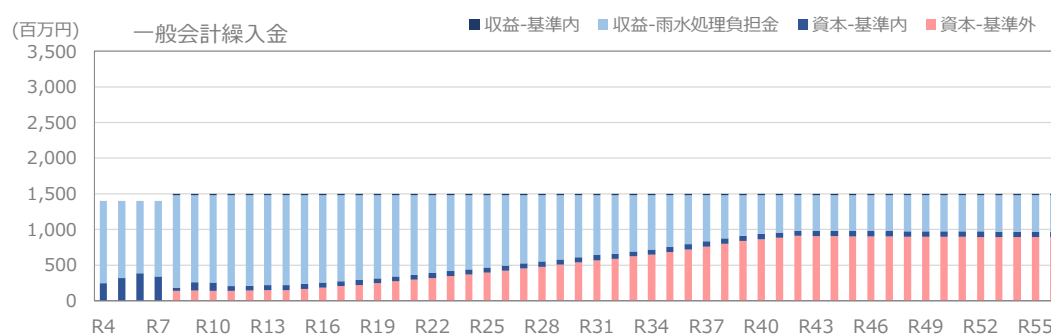


図 4-10 一般会計繰入金の見通し

4-1-7 「現状維持型」から考えられる府中市下水道事業の見通し

①経費回収率の悪化

現状維持型の財政シミュレーションに関する検討の結果、経費回収率については、令和7年度以降、本来達成すべき水準である100%を下回る見込みです。経費回収率の悪化は、流域下水道維持管理負担金の増加が大きな要因です。

流域下水道維持管理負担金単価は、昭和57年度以降、実質的に負担金単価を維持してきましたが、物価高騰の影響により単価を改定することが予定されており、本市では収益的支出の大きな割合を占めている流域下水道維持管理負担金の増加が、経費回収率の悪化に繋がるものと想定されます。

適切な費用負担の観点からも改善が必要であり、そのためには下水道使用料の改定が必要であると考えられます。

②資金残高の不足

また資金残高についても、50年後には残高が大きく不足し、事業の継続が困難となるという結果になりました。本市下水道事業を安定的に持続していくためには、今後増加する建設事業費や元金償還金等に対する財源の確保が必要であると考えられます。

4-2 収支改善策について

「現状維持型」の財政シミュレーションの結果から本市が考える収支改善策は以下のとおりです。

対策①：下水道使用料の改定

流域下水道維持管理負担金等の増加に伴い、経費回収率は本来目指すべき100%を下回り、低下していく見通しです。適正な費用負担の観点からも、速やかに改善することが必要であることから、経費回収率100%を目標とした下水道使用料の改定を行うものとなりました。

対策②：基金・積立金の取り崩し

本市ではこれまでに将来の改築事業費に備え「府中市下水道施設改築基金」を積み立ててきました。また、令和2年度から公営企業会計に移行してからは、基金と平行して「積立金」を積み立ててきました。これらの残高は令和5年度時点で約108億円になります。今後は令和9年度より本格化する管路施設の改築に充当するための企業債の増加が見込まれることから、企業債の起債額の抑制を目的に基金や積立金の取り崩しを行うものとなりました。

管路施設の改築が本格化する令和9年度以降、企業債の起債額は毎年度12億円から13億円で推移する見通しであり、起債額を半減させることを想定し、毎年度6億円ずつ、基金や積立金を取り崩す方針です。

対策③：一般会計繰入金の見直し

現在は年当たり15億円を上限としていますが、改築事業の本格化に伴い、従前の設定では財源が不足することが想定されています。今後は、総務省の「繰出基準」に基づく額を繰り入れるほか、資金残高が33億円を下回らないように不足分（基準外繰入金）を繰り入れる方針とします。

4-3 下水道使用料改定率の検討

4-3-1 下水道使用料改定の考え方

「現状維持型」シミュレーションの結果から、経費回収率が100%を下回らないようにするためには下水道使用料の改定が必要であることが分かりました。

下水道使用料は国からの通知において「少なくとも5年に1回の頻度で下水道使用料改定の必要性の検証」を行うことが求められています。そのため今回の「収支改善型」に盛り込む下水道使用料の改定についても、5年に1回の頻度での検証を前提とした財政シミュレーションとしました。

使用料の改定率は、改定により先5年間は経費回収率が100%を下回らない改定率とすることを前提としました。

改定の時期は、市民への周知等の必要な手続きのスケジュールを鑑みて、令和8年度下半期を想定しています。

なお、改定率の検討では、令和8年度から令和17年度の10年間の動向を鑑み検討しました。

表 4-2 使用料改定の設定条件

改定頻度	5年に1回
改定率	改定により先5年間は経費回収率が100%を下回らない改定率
改定時期	令和8年度下半期
検討期間	令和8年度から令和17年度（10年間）

改定率：現行の使用料に対して値上り等の変更率を示すもの。

4-3-2 改定案の提示

これまでの考えに基づいて、次の改定案を検討しました。

Case①は先5年間の経費回収率が100%を維持できるような改定率を設定しています。令和8年度の改定により、令和12年度までは経費回収率が100%を維持できますが、令和13年度から令和17年度では100%を維持できないため、再度使用料の改定を見込んでいます。

Case②は先10年間における経費回収率が100%を下回らない改定率を設定しています。これにより、令和13年度の改定が不要となります。

Case③は使用者への負担感を平準化することを目的として改定率を設定しています。そのため、令和8年度の改定では先5年間の経費回収率100%を維持できません。

表 4-3 使用料改定の設定条件

改定案	改定率	動向
Case①	R 8 : 15.1% R 13 : 2.5%	・ 5年毎の改定を想定 ・ 令和13年度に改定が必要 ・ 経費回収率100%を維持できる ・ 2回の改定で使用料単価は77.4円/㎡となる
Case②	R 8 : 18.0%	・ 10年に1度の改定を想定（使用料の検証は5年毎に行う） ・ 令和13年度の改定は不要 ・ 1回の改定で使用料単価は77.4円/㎡となる
Case③	R 8 : 8.7% R 13 : 8.5%	・ 経費回収率100%達成を段階的に改定することを想定 ・ 令和13年度に改定が必要 ・ 令和13年度まで経費回収率が100%を下回る ・ 2回の改定で使用料単価は77.4円/㎡となる

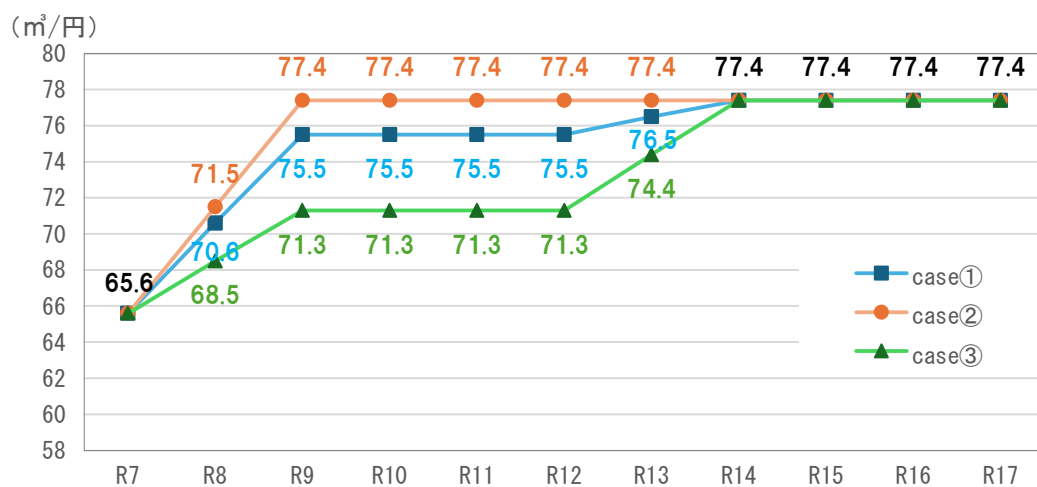


図 4-1 1 使用料単価の見通し

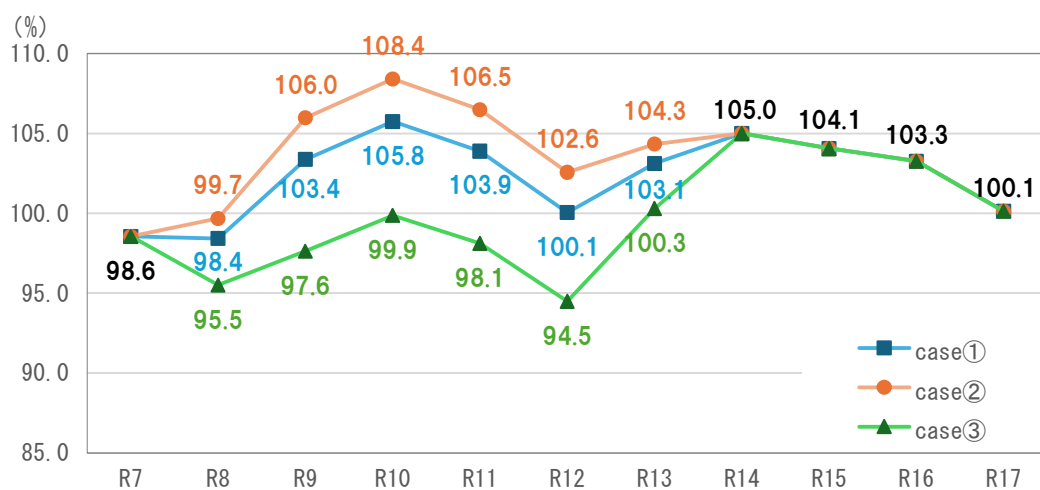


図 4-1 2 経費回収率の見通し

4-3-3 負担額

各ケースにおける令和8年度下半期の改定による使用水量あたりの負担額を示します。

なお、この金額は、現行の使用料体系の基本使用料、従量使用料単価を同じ比率で均等に値上げした場合のものであり、実際の使用料体系の改定の際には、負担バランスについても検討を行い変更することが想定されるため、実際の改定案とは異なるものであることに留意してください。

表 4-4 令和8年度改定時の負担額の動向（概略検討）

使用水量 (1ヶ月あたり, m³)	1ヶ月あたりの負担額(円・税込)						
	現行	Case①		Case②		Case③	
		改定後	増加額	改定後	増加額	改定後	増加額
10	292	336	+44	345	+53	317	+25
20	908	1,040	+132	1,071	+163	988	+80
50	4,617	5,288	+671	5,458	+841	5,034	+417
100	15,661	17,949	+2,288	18,493	+2,832	17,041	+1,380
200	49,902	57,305	+7,403	58,931	+9,029	54,283	+4,381
500	167,816	192,687	+24,871	198,011	+30,195	182,440	+14,624
1000	498,315	572,345	+74,030	588,121	+89,806	541,547	+43,232

4-3-4 下水道使用料の改定率・各案の特徴

改定率各案の特徴は表 4-5 のとおりです。

Case①は経費回収率100%を維持することができますが、使用者負担感もやや高く、5年毎の改定が必要となります。

Case②も同様に経費回収率100%を維持することができますが、使用者負担感が高くなります。本ケースは1回の改定で大幅に改定することで、他ケースに比べて利益剰余金が多く発生するため、想定外費用に対する財源を確保することができます。

Case③は経費回収率100%を維持することができず利益が少ないことため、経営改善の面からは効果が少ないですが、使用者の負担感は軽減することができます。

表 4-5 改定率設定各案の特徴

	Case①	Case②	Case③
改定頻度	2回	1回	2回
改定率 (R8)	15.1%	18.0%	8.7%
改定率 (R13)	2.5%	—	8.5%
使用者負担 (改定前比)	やや高	高	低
都内での負担水準※	最も低い水準	2番目に低い水準	最も低い水準
経費回収率 (100%)	○	◎	△
純利益	○	◎	△
経営改善	○	◎	×
想定外費用への対応	△	○	×

※各ケースの20㎡/月あたりの下水道使用料を都内他自治体と比較したもの。

詳細は図 2-17 を参照のこと。